小山町温水プールの設置に関する意見交換会実施要綱

（趣旨）

第１条　温水プールの設置を推進するに当たり、関係者や住民の意見を計画に反映させるため、小山町温水プールの設置に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を開催することに関し、必要事項を定める。

（意見交換事項）

第２条　意見交換会は、次に掲げる事項について、意見交換を行う場とする。

（１）温水プール施設に必要な機能について

（２）温水プール運営に係るサービスについて

（３）その他計画の策定に関して必要なこと

（構成員）

第３条　意見交換会は、行政、子ども・子育て、教育、スポーツ、健康福祉、議会、地域団体等から小山町長（以下「町長」という。）が依頼する者（以下「構成員」という。）１５人以内をもって構成する。

２　構成員は、意見交換会に参加し、意見を述べる。

（座長）

第５条　座長には、小山町政策監をもって充て、座長は、意見交換会の進行を行う。

（意見交換会）

第６条　意見交換会は、町長が招集する。

２　構成員は事故その他やむを得ない理由により意見交換会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

３　意見交換会は公開とし、座長は参加した住民からの意見を求めることができる。

（謝金等）

第７条　町長は、構成員が意見交換会に参加したときは、当該構成員に謝金及び費用弁償を支給することができる。

２　町長は、前条第２項の規定に基づき、代理人が意見交換会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給することができる。

（庶務）

第８条　意見交換会の庶務は、企画政策課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、意見交換会の開催及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年１月３０日から施行する。